

島根原子力発電所 2号機審査会合に係るヒアリング

1 日 時 平成26年11月18日（火） 13：30～15：20

2 場 所 鳥取県緊急事態対処センター（県庁第二庁舎 2階）

3 対応者 原子力安全顧問：青山顧問  
中国電力：綿貫専任部長、岩崎副所長ほか  
鳥取県：渡辺原子力安全対策監、浜田課長補佐

4 概 要

○ 島根原発 2号機の新規制基準適合性審査に関し、9/30～11/13 までに開催されたプラント関係の審査会合で扱われた事項について、中国電力から関係資料（下記 6 参照）を配布の上、概要説明を行った。

5 主な質疑応答（○：顧問コメント、→：中国電力の回答）

<全般的な事項について>

- 地域住民の感じる意見として、「新規制基準に対応することで過信が生じていないか」、「安全を最優先にする考え方が所員まで浸透しているか」、「新たに追加された設備・機器を適時・的確に使いこなせるか」、「長期運転停止により技量維持はできているか」、「協力会社も含めた従業員のモチベーションが維持できているか」等の視点で、今後確認していきたい。
- 技量維持の点については、総合訓練だけでなく個別訓練についても広報することで、地域住民の理解促進につながるのではないか。
- 関係自治体向けの説明資料は、分かりやすさの観点で改善がみられる。文字数の多い資料については、概要（ポンチ絵）を本資料に加えて作成することも有効である。
- マスキング（非開示）データの取り扱いについては、原子力規制委員会からの宿題（マスキングの考え方を示すこと）に回答するとともに、非開示項目のカテゴリーを示すだけでも印象が違ってくる。
- 防災の観点で重要となる安全対策設備について、現場視察にてその運用面とともに確認したいと考えている。  
→ 対応について工夫あるいは検討していきたい。

<外部火災の影響評価について>

- 森林火災が発生した場合、どれくらい火災が原子炉プラントに近づいたら原子炉を停止するのか。  
→ 停止が必要となるほどの火災影響はないものと考えているが、状況に応じて判断することになる。

<内部溢水の影響評価について>

- 1、2号機と3号機の間が狭く、1、2号機の敷地内に流入した内部溢水の3号機側への流れ込みを阻害しないか。  
→ 流動解析により確認することとしている。
- 広島のと砂災害のように、近年発生しているこれまでに経験のない自然災害が考慮されているか。  
→ 設計にあたっては、既往の自然条件に余裕を確保することとしている。
- 原子炉建屋内における蒸気配管の敷設廃止については、蒸気が熱源となっている面もあるように思うが、蒸気配管を撤去することによるデメリット（結露など）はないか。  
→ 必要な場所には電気ヒータを設置する計画である。
- 内部溢水から防護すべき重要機器が没水、被水していないかどうかモニターで監視する方法もある。  
→ 床に溢れた水を受けるタンクの水位などにより検知することが可能である。

## 6 配布資料

<審査会合資料><http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shinsa/shimane2.html>

確率論的リスク評価（PRA）について（平成26年9月30日）

事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について（平成26年10月2日）

重大事故等対策の有効性評価（平成26年10月16日）

内部溢水の影響評価について（平成26年10月30日）

外部火災の影響評価について（平成26年11月6日）

可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて（平成26年11月13日）

<関係自治体説明会資料>[http://www.energia.co.jp/anken\\_taisaku/judging/gaiyou.html](http://www.energia.co.jp/anken_taisaku/judging/gaiyou.html)

新規制基準への適合性審査の流れ（説明資料）（平成26年10月31日）

確率論的リスク評価（PRA）について（説明資料）（平成26年10月31日）

有効性評価について（説明資料）（平成26年10月31日）